

禁煙支援と喫煙防止教育フォーラム



愛の禁煙

1. 日時 平成16年3月31日(水)
2. 場所 徳島県医師会館 4F(徳島市幸町)
3. 主催 徳島県医師会、徳島県喫煙問題研究会(会長 古川 一郎)
4. 後援 徳島県保健所

プログラム

- 9:30~10:00 受付
- 10:00~10:10 開会あいさつ 徳島県医師会・徳島県喫煙問題研究会 大塚 明廣
- 10:10~10:30 基調講座「徳島県におけるたばこ対策のあゆみ」
徳島県医師会 医師 大塚 明廣
- 10:30~11:30 実践講座「喫煙防止教育をおこなって」
徳島健生病院 医師 山田 進一
- 11:30~12:00 指導テクニック紹介「指人形による防煙指導の実技」
徳島県医師会 青木 圭子、中村 真由美
穴吹保健所 保健師 大西 和子、宮上 和美
- 12:00~13:00 昼食 アトラクション
- 13:00~14:00 支援の実際「ニコチンパッチによる禁煙外来の症例」
中瀬医院 医師 中瀬勝則
- 14:00~15:15 シンポジウム「学校での喫煙防止教育の実際」
コーディネーター 論田調剤薬局 薬剤師 宮佐 俊明
シンポジスト 八万 小学校 養護教諭 石井 恵子
勝浦 中学校 養護教諭 松下美智子
徳島北 高校 養護教諭 貴志知恵子
- 15:15~15:30 体験談「やって良かった禁煙～私の場合～」
徳島県庁 職員 羽里 信和
- 15:30~16:00 教材紹介とまとめ「みんなで楽しくたばこ対策」
徳島保健所 医師 佐藤 純子
- 16:00~ 閉会あいさつ 徳島保健所長 石本寛子



+10才



敷地内禁煙



喫煙で知能低下

「喫煙の害防ぎ」

医療・教育関係者ら 研究会を設立

煙議 禁決 内へ 校現 学実

喫煙の害から国民の健康と命を守ることを目的とした「徳島喫煙問題研究会」の設立総会が三十日夜、徳島市内の県医師会館で医療・教育関係者ら約四十人が参加して行われた。「学校敷地内禁煙の速やかな実現についての決議を採択した。会長に古川一郎県医師会副会長を選出した。今後、喫煙問題の調査研究のほか、未成年の喫煙防止、医療や教育機関、職域などでの禁煙指導などに取り組む。

決議は、県教委が二〇〇五年度から高校など県立学校で、〇六年度から小中学校で実施する全面禁煙を支援する内容で「学校の敷地内禁煙を効果的に実施するには教職員の禁煙支援が必要不可欠」などとしている。設立総会に先立ち、禁煙支援者のための研修会（県医師会、県徳島保健所主催）が開かれ、京都第一赤十字病院の藤田正子検診部長が「いつでもどこでも誰でも禁煙を続けたい」と訴えた。

ば（対策）と題して講演。「日本ではたばこはかつてよく明るイメージがある。この雰囲気を変えないといけない」と強調した。

潮鳴

徳島県教委もなかなかやるじゃない、と思う。受動喫煙を防ぐために打ち出した学校の禁煙対策のことである。全国的にみて遅れているとハッパを掛けられ、協議を続けてきた禁煙対策検

討会議が先日、基本方針を決めた。部分的に禁煙するのではなく、校舎内もグラウンドも含め敷地内では吸えないようにしようというものだ。▼高校などは二〇〇五年度から、小中学校はその次の年度から、それぞれたばこが吸えなくなる。校舎内を禁煙にして校舎の外に灰皿を置いて喫煙を認めている学校があるが、これもためになる。▼教育現場での禁煙はとりわけ重要である。生徒に対する影響が大きいからだ。教職員がたばこを吸っていない喫煙する生徒を指導しようとしても、示がつかない。教師が率先

して取り組む姿勢を示せば、生徒にもよい影響を与えるだろう。▼教師の間でも喫煙する人は徐々に少なくなっている。昨年十月の調査では、たばこを吸っている人の割合は約18%だから、十人のうち二人ということになる。喫煙習慣はニコチン中毒によるところがあって習慣を断ち切るには苦勞があるが、禁煙に取り組む人が増えているのは時代の流れだろう。▼禁煙の実施目標年度を掲げたことで「一念発起してやめる」という人も出てきよう。県教委は事前の十分な周知と強い指導力で実効を挙げたい。

2004.3.19(金)

県内公立校の禁煙化を推進

対策会議が報告書

徳島県教委の禁煙対策検討会議（委員長・井上正信県教育次長、十九人は十八日、県庁で開き、県内公立学校を二〇〇六年度から全面禁煙とする目標を盛り込んだ報告書を松村通治県教育長に提出した。会議は今回が最終で、委員十四人が出席。これまで議論してきた報告書を全会一致で了承した。

報告書では、受動喫煙防止のための推進目標として〇五年度から高校などの県立学校で、〇六年度から小中など市町村立学校で、校舎とグラウンドを含めた敷地内禁煙の実現を掲げている。たばこを吸う教職員に対しては、禁煙セミナーの開催や禁煙外来に関する情報提供などとして禁煙を支援する。松村教育長は「報告書を最大限尊重し、目標の実現に向けて努力していく。喫煙者にも配慮し、理解を得なければならぬ」と話した。

学校では禁煙という新しい法律ができました!!



ご協力を!

健康増進法 第25条 受動喫煙の防止

(2002年7月26日可決成立・8月2日公布・2003年5月1日施行)

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公施設、飲食店その他の多数のものが利用する施設を管理する者は、これらを利用して、他人のたばこの煙を吸わせること(室内または環境において、他人のたばこの煙を吸わせることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

この法律は、五月一日から施行されます。本校では4月から実施します。校内禁煙としてまいります。裏面をご覧ください。



そのほかに こんなわけだからです

1 子供やその他の関係者への受動喫煙防止のため

- ① 教育的：薬物乱用防止教育の一環として、最初の喫煙をさせないための環境整備のため。「受動喫煙」を学習するに当たり、相手を思いやることの大切さを学校でも大人が率先して行う道徳的な学びのため。
- ② 身体的：「受動喫煙」による被害をとどめる為。(頭痛・アレルギ一・癌・妊婦への悪影響・のどや鼻の痛み・咳など)

2 環境の美化や火災防止のため

(タバコの火の不始末による火災が非常に多く、本校でも体育館のピアノカバーがいつのまにか焼けていたり、吸殻の廃始末の見届けが十分にできないこと。また、グラウンドなどの校地内に吸殻のゴミが多く管理上非常に心配があること。)

たばこを吸った部屋では、学校環境衛生基準に達しない場合があります。ありませ

文部科学省より学校環境衛生の基準の改訂で空気洗浄度の判定基準は、一酸化炭素10ppm以下、浮遊粉じんは0.10mg/m以下喫煙した部屋では、浮遊粉じんが超える危険があります。ダイオキシンよりも有毒であるということです。

